

平成 29 年 6 月 25 日の長野県南部の地震に伴う 長野県土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 29 年 6 月 25 日 07 時 02 分頃に長野県南部で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 29 年 6 月 25 日 07 時 02 分頃に長野県南部で発生した地震により、長野県では、木曽町と王滝村で震度 5 強を観測しました。

木曽町と王滝村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、木曽町と王滝村では当分の間、長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準： 通常基準の 8 割

暫定基準を設ける市町村： 王滝村、木曽町

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報 についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先

長野県建設部砂防課

調査管理係（電話 026-235-7316）

長野地方気象台 土砂災害気象官

（電話 026-232-3773）

通常基準を暫定的に変更する市町村（王滝村、木曽町）

